

大阪広域水道企業団公印管理規程の一部を改正する規程を公布する。
平成27年10月27日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第15号

大阪広域水道企業団公印管理規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団公印管理規程（平成22年大阪広域水道企業団管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（公印の印影の印刷） 第6条 公印の押印に代えて、公印の印影を<u>原寸により又は縮小して</u>印刷する必要があるときは、総務課長に合議の上、上司の決裁を受けなければならない。 2 （略） （電子印） 第7条 電子計算機を利用して文書を作成する場合であって、当該電子計算機の利用により、公印の印影を<u>原寸により又は縮小して</u>磁気テープ、磁気ディスクその他の媒体に記録し、その記録した公印の印影を出力したもの（以下「<u>電子印</u>」という。）を使用する必要があるときは、企業長の承認を受けた上で、公印の押印に代えて、電子印を使用することができる。 2 <u>第2条</u>に掲げる公印に係る電子印を使用するときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。当該電子印の使用を廃止する場合も同様とする。 （1）・（2） （略） 3・4 （略） 別表（第2条関係） 別紙のとおり	（公印の印影の印刷） 第6条 公印の押印に代えて、公印の印影を印刷する必要があるときは、総務課長に合議の上、上司の決裁を受けなければならない。 2 （略） （電子印） 第7条 電子計算機を利用して文書を作成する場合であって、当該電子計算機の利用により、公印の印影を磁気テープ、磁気ディスクその他の媒体に記録し、その記録した公印の印影を出力したもの（以下「<u>電子印</u>」という）を使用する必要があるときは、企業長の承認を受けた上で、公印の押印に代えて、電子印を使用することができる。 2 <u>第3条</u>に掲げる公印に係る電子印を使用するときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。当該電子印の使用を廃止する場合も同様とする。 （1）・（2） （略） 3・4 （略） 別表（第2条関係） 別紙のとおり

附 則

この規程は、平成27年10月27日から施行する。